

令和4年度第2回相模原市福祉有償運送運営協議会会議録

次のとおり協議会を開催した。

開催期間	令和4年11月1日(火)～11月30日(水)
開催方法	書面開催(資料を送付し、委員から意見等、団体から回答を書面により得た上で、書面で賛否を照会し議決)
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 (会長) 石井冬樹、(副会長) 春山すみ子、江成陽子、佐藤健司、町田紘一、大畠雄作、伊藤法明、近藤浩行、阿部真由美、大塚順子、三橋裕、若林和彦 ・事務局 相模原市職員 4名
次回開催予定日	令和5年5月頃予定
問い合わせ先	<p>相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課</p> <p>電話：042-769-8355</p> <p>FAX：042-769-5708</p> <p>e-mail：k-s-shien@city.sagamihara.kanagawa.jp</p>
内容	<p>議題</p> <p>1 自家用有償旅客運送更新登録申請について</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>特定非営利活動法人 クライム</u></p> <p>(協議結果)</p> <p>自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。</p> <p>(意見と回答) ◎委員 ○団体 ●事務局</p> <p>◎運転者の最高年齢は？採用の規定はありますか？</p> <p>○ドライバーの現状の最高年齢は、61歳です。採用の規定は特にありませんが、ヘルパーとして採用した者の中で、ドライバーとして適任と判断した場合に講習を受けて頂きドライバーとしても勤務して頂いています。</p> <p>◎添乗員は付き添わないとのことですが、運転者1人の運行ですか？安全対策はありますか？</p> <p>○基本的には、ガイヘルや通院時に利用して頂いていますので、ヘルパーが付き添っていることが多いです。また、ご利用者様のみの利用の場合は、ドライバーがそのご利用者様との関係性が良好な者を配置しています。</p> <p>ご利用は完全予約制となっていて、ご利用者様単独で利用される場合はご家族ともよく話し合っご本人のみでも安全な場合のみご利用頂いています。</p>

安全対策としては、知的障害者の場合は、後部座席に着席、シートベルトの着用、チャイルドロック・ウインドウロックの徹底となります。

◎運送主体について事務所名に「あじさい連絡所」とありますが、当支局の台帳上は「特定非営利活動法人 クライム」で整理しております。別団体の事務所名の誤記ではないでしょうか。

●大変申し訳ございません。

事務局が作成した資料の誤記となります。

「特定非営利活動法人 クライム」で書類を作成していただいております。

◎運送しようとする旅客の範囲について要介護認定者9人とあるのは知的障害者9人の間違いではないでしょうか。当支局の登録上の旅客の範囲はイとハとなっているため、旅客の範囲を変更するためには協議が必要です。

●大変申し訳ございません。

事務局が作成した資料の誤記となります。

「知的障害者9人」で書類を作成していただいております。

(2) 特定非営利活動法人 相模原ボランティア協会

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(意見と回答) ◎委員 ○団体

◎運転者の最高年齢は？採用の規定はありますか？

○現在運転者の最高年齢は79才です。

なお、満80才に達した事業年度の末日を定年としています。

《採用の規定》

規定としては特に定めていませんが、運転者として登録の際は面談をして本人の意思、人物を確認、併せて国交省の基準を満たす書類の確認を徹底しています。

◎運転者1人の運行ですか？安全対策はありますか？

○《運行》

原則として運転者1人の運行としています。

《安全対策》

利用者の状況把握に努め、必要な場合は家族やヘルパー等の同乗を依頼しています。

◎運送しようとする旅客の範囲について

登録上の旅客の範囲はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、トですが、トに分類される会員は、現在は存在しないということでしょうか。

存在するのであればそれぞれの分類ごとの人数をお示してください。トに分類される会員が既に存在しないのであれば原則として変更した旨の届出が必要です。

○運送しようとする旅客の範囲について

旅客の範囲の下に分類される会員は要介護認定とダブルカウントの方で、リストの記入漏れでした。

該当の方は脳梗塞の後遺症とパーキンソン病で歩行困難の方々です。

(3) 特定非営利活動法人 津久井福祉会

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(意見と回答) ◎委員 ○団体

◎運転者の最高年齢は？採用の規定はありますか？

○現在籍の方の最高年齢 74歳

採用の規定は特にありませんが、70歳以内の方を優先に採用しています。

◎「福祉有償運送の主な内容について」(法人・事業所の概要説明資料)の下方にある※の内容は今回の協議に何か関係がありますか？

○協議には関係ないと思いますので、※の内容を削除し、法人・事業所の概要説明資料を訂正します。

◎運送主体について

事務所②の名称は運輸支局への届出上は「ほのぼのサービスセンター相模湖事務所」となっています。

○「ほのぼのサービスセンター相模湖事務所」で訂正します。

◎運送しようとする旅客の範囲について

その他の区分の方が5人存在しますが、公共交通機関が利用できない理由は5人全員とも「ふらつきがあり介助が必要」ということで間違いないでしょうか。

○「ふらつきがあり介助が必要」で間違いはありません。

(4) 社会福祉法人 悠朋会

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(意見と回答)

意見等なし

(5) 特定非営利活動法人 つくいの里

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

	<p>(意見と回答) ◎委員 ○団体</p> <p>◎精神障がいをお持ちの方は対応が難しいと思いますが運転者は利用者に合わせて決められていますか?</p> <p>○ご意見の通り、精神障がいの方たちは統合失調症等の疾患により幻聴・妄想あるいは無為自閉・意欲の低下等を抱えて生活しています。そのため情緒不安定になったり、不安や緊張に見舞われることも多々ありますが、楽しむ力も信頼関係をはぐくむ力もありますので、運転者を制限する必要などは特にありませんでした。</p> <p>◎複数乗車は2名迄ですか?</p> <p>○複数乗車については、余暇活動等にも利用いただいておりますので、1台当たり3～7名の乗車もあります。</p> <p>2 旅客から收受する対価の変更について</p> <p><u>(1) 特定非営利活動法人 さがみはらボランティア協会</u></p> <p>(協議結果)</p> <p>旅客から收受する対価の変更について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。</p> <p>(意見と回答)</p> <p>意見等なし</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--